

ISHIZUCHI

令和7年(2025) Vol.333

共済だより 1月号

—ご家族でご覧ください—

松野町

大崙の滝

足摺宇和海国立公園「滑床溪谷」にある滝です。

登山道からロープや木の梯子を登った先に現れる巨大な岩肌の勇壮な姿は迫力満点です。

厳冬期にのみ幾層にも凍ることによってこの姿を現す幻の氷瀑として知られています。

② 旅する愛媛 松野町

CONTENTS

- ④ 年頭のごあいさつ
- ⑤ 新組合会議員と役員の紹介
- ⑥ 退職後の医療保険・年金・福祉事業について
- ⑩ 入学・修学貸付のご案内
- ⑪ 共済貯金 ATM・インターネットバンキングから振込できます
- ⑫ 「マイカーローン」検討の皆さまへ 物資供給事業のご案内
振込手数料が必要になっています
- ⑬ 令和5年度の医療費について
令和6年度上半期の医療費の状況
- ⑭ 厚生労働省からのお知らせ 後発医薬品があるお薬で
先発医薬品の処方を希望される場合の自己負担について
- ⑮ 医療費通知書を配付します
こころとからだの健康相談
- ⑯ 検査値が気になったら「糖尿病と生活習慣」
- ⑰ 令和5年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況
受診券又は利用券が届いたご家族(被扶養者)の方へ
- ⑱ 労働安全衛生業務担当者研修会を開催しました
ライフプランセミナーを開催しました
- ⑳ 退職等年金給付(年金払い退職給付)のしくみ
- ㉒ 資格確認書の交付について
住所の届け出についてのご願い
被扶養者の年金収入にご注意ください
- ㉓ えひめ共済会館利用方法のお知らせ



愛媛県市町村職員共済組合
<https://kyosai-ehime.or.jp>



浪漫ちつくシアター

森の国まつ

松野町



松野町データ (2024年11月末現在)

面積：98.45km² 人口：3,480人

HP：https://www.town.matsuno.ehime.jp/

松野町は、愛媛県の西南部に位置し、高知県と境を接する山間の町で令和7年3月末で町制70周年を迎えます。

町土の84%は森林で、国立公園「滑床溪谷」を有し、広見川・目黒川等の豊かな水は天然うなぎ・川ガニの宝庫です。

駅舎の上の天然温泉

森の国 ぽっぽ温泉

モリノクニポッポオンセン



森の国ぽっぽ温泉は、松丸駅舎内にある全国でも珍しい温浴施設です。松野町内の間伐材を利用した薪で沸かす温泉で、地球環境にやさしいまちづくりに取り組んでいます。酒樽を使った珍しい露天風呂やミストサウナも完備しております。

☎0895-20-5526 ㊦愛媛県北宇和郡松野町大字松丸1661-13
 ◎10:00～22:00(21:30札止め) ㊦第2月曜日(祝日の場合は翌日)
 8月は第1月曜日 ㊦大人(高校生以上)520円 65歳以上420円 中学生320円 小学生160円 小学生未満無料

川の不思議や魅力を楽しく紹介

おさかな館 オサカナカン

おさかな館は、愛媛県内で唯一の淡水の水族館で、川のも不思議や魅力とともに、四万十川に生きる魚類の展示を中心に約120種の生物を展示しています。

☎0895-20-5006 ㊦愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1510-1
 ◎10:00～17:00 ㊦1月1日 ㊦大人(高校生以上)1,100円 小中学生500円 幼児(3歳以上)300円



連休や土日・祝限定のおさんぽペンギンタイムやカワウソの餌やり体験などふれあいイベント開催中!

令和7年度に待望のリニューアルオープン
滑床アウトドアセンター 万年荘
ナメトコアウトドアセンター マンネンソウ



万年荘は、「足摺宇和海国立公園」に属する滑床渓谷の入り口にある休憩所です。現在改装工事中ですが、休憩や展示機能を備えたビジターセンターとしての機能を強化し、令和7年3月完成予定です。

☎ 0895-49-1535 📍 愛媛県北宇和郡松野町目黒 🕒 9:00～17:00
 🗓 年末年始 🆓 入館料無料

日本の棚田百選
奥内の棚田 オクウチノタナダ



松野町の奥内地区にある奥内の棚田は、「日本の棚田百選」に選ばれています。先人が一つ一つ積み上げた石積みは見事で、美味しい「奥内の棚田米」で知られています。

☎ 0895-42-1118 松野町役場 教育委員会 📍 愛媛県北宇和郡松野町藤生

松野町
おすすめ グルメ

薪窯ピザ /



滑床渓谷の森の国「水際のロッジ」館内にある「Selvaggio (セルバジジョ)」で地元のこだわりの食材で作る薪窯ピザが楽しめます。

鹿肉ジビエ /



NPO法人「森の息吹」が生産加工・販売する、松野町産の鹿肉ジビエです。森の息吹直売所で購入できます。

年間イベント情報

- 3月 四万十街道ひなまつり
- 4月 まつの桃源郷マラソン大会
- 6月 蛍の畦道ライトアップ
- 7月 森の国ゆかたまつり
- 8月 森の国の夏祭り
- 10月 奥内の棚田まつり



イベントに関する詳しい情報は、ホームページ等でご確認ください。

松野町のイチオシ /



マツノトウゲンキョウマラソンタイカイ
まつの桃源郷マラソン大会

毎年4月に開催しているまつの桃源郷マラソン大会は、ハーフ・3kmのコースを桃の花や山桜の美しい姿を楽しみながら満喫できます。今年も4月6日開催予定です。RUNNETからぜひエントリーください。

お楽しみ
 抽選会も
 あります!

☎ 0895-42-1118 (松野町役場教育課内 まつの桃源郷マラソン大会事務局)
 📍 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343 🎫 一般 4,000円 高校生以下 1,000円

年頭のごあいさつ



理事長 武智 邦典

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆さまには、穏やかで輝かしい令和7年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、本組合の事業運営につきまして、平素から多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、昨年12月2日の任期満了に伴う役員選挙において再度理事長にご推挙をいただき、引き続きその重責を担うこととなりました。

さて、地方公務員等共済組合法の適用拡大による組合員の増加は、本組合の財政及び事業に様々な影響を及ぼしておりますが、組合員の皆さまが迅速かつ適正に共済組合制度の適用を受けられるよう、適切な事業運営に努めてまいります。

医療保険制度である本組合の短期給付事業につきましては、高齢者医療制度への支援金、納付金等の負担が大きく、また、組合員数の増加に伴う医療費の増加により、厳しい財政状況にあります。将来に亘って安定的な財政運営を維持するためには、短期財源率を大幅に変更することのないよう積立金を一定額積み増ししていくことが必要となりますので、引き続き、適正受診のための普及活動のほか、ジェネリック医薬品の利用促進への取り組みなど、医療費の適正化を推進し、財政健全化に努めてまいります。

また、令和6年度から第3期データヘルス計画がスタートしております。組合員及びご家族の皆さまの健康の保持増進のため、定期的に評価、改善、見直しを図り、効果的、効率的な保健事業の実施に取り組んでまいります。

マイナンバー関係につきましては、昨年12月2日から組合員証の新規発行が停止となり、マイナンバーカードの保険証利用を基本とするしくみに移行しております。それに伴

い、本組合におきましても、昨年10月にお送りした資格情報を簡易に確認できる「資格情報のお知らせ」のほか、マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない組合員に対しては「資格確認書」を発行するなど、組合員が医療機関を利用する際に支障がないよう取り組んでまいります。

一方、公的年金制度につきましては、昨年は5年に1度の財政検証が行われました。社会・経済の変化を踏まえ、長期的な年金財政の健全性を定期的に検証することは、公的年金の財政運営にとって不可欠なものであります。働き方が多様化する中、在職中の年金受給の見直し及び年金受給開始時期の選択肢の拡大などが施行されていることから、引き続き年金保険者として、適切に対応してまいります。

本組合福祉施設「えひめ共済会館」は、昨今の物価・人件費等の高騰により、昨年10月から利用料金の値上げを行っております。厳しい経営状況が続いていますが、引き続き安全・安心の施設として運営してまいりますので、組合員及びご家族の皆さまのご利用を心からお待ちしております。

また、貯金事業につきましては、不安定な金利の状況が続いておりますが、組合員の皆さまの大切な資産形成の一助となりますよう、貯金利率0.9%を堅持しつつ、今後も安全を第一に運用を行ってまいります。

共済組合を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、取り組むべき多くの課題が山積しておりますが、役職員一同、組合員とそのご家族の生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう、努力を尽くしてまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆さま方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年

理事長 武智 邦典(伊予市)

理事 加藤 章(東温市) 大城 一郎(八幡浜市) 久保 竜児(伊予市) 井関 文彦(松山市) 山内 佑樹(宇和島市)

監事 上村 俊之(上島町) 西尾 祥之(宇和島市)

議員 徳永 繁樹(今治市) 佐川 秀紀(砥部町) 中村 維伯(愛南町) 高橋 靖(新居浜市) 勝間 郷(内子町) 武田 啓史(宇和島市)

学識経験監事 白石 新(公認会計士)

事務局長 曾根 哲也 外職員一同



新組合会議員と役員のご紹介

◆理事長に武智 邦典氏選出

令和6年11月12日に実施した任期満了に伴う組合会議員選挙において、市町村長である議員7人、市町村長以外の組合員である議員7人の計14人の組合会議員が選出されました。

また、12月2日に開催した職員側議員協議会、市町村長議員協議会、理事打合せ会及び第213回組合会において役員選挙を実施し、理事長、理事及び監事を選出しました。

組合会議員の皆さまには、令和6年12月1日から令和8年11月30日までの2年間、共済組合の運営を担っていただくこととなります。

市町村長側



理事長

武智 邦典

(伊予市長)
第2区

職員側



理事

久保 竜児

(伊予市双海地域事務所)
第2区



理事

加藤 章

(東温市長)
第2区



理事

大城 一郎

(八幡浜市長)
第3区



理事

井関 文彦

(松山市環境部清掃課)
第2区



理事

山内 佑樹

(西条市西部支所農林建設課)
第1区



監事

上村 俊之

(上島町長)
第1区



議員

徳永 繁樹

(今治市長)
第1区



監事

西尾 祥之

(宇和島市教育委員会生涯学習課)
第3区



議員

高橋 靖

(新居浜市教育委員会社会教育課)
第1区



議員

佐川 秀紀

(砥部町長)
第2区



議員

中村 維伯

(愛南町長)
第3区



議員

勝間 郷

(内子町建設デザイン課)
第2区



議員

武田 啓史

(宇和島市産業経済部農林課)
第3区

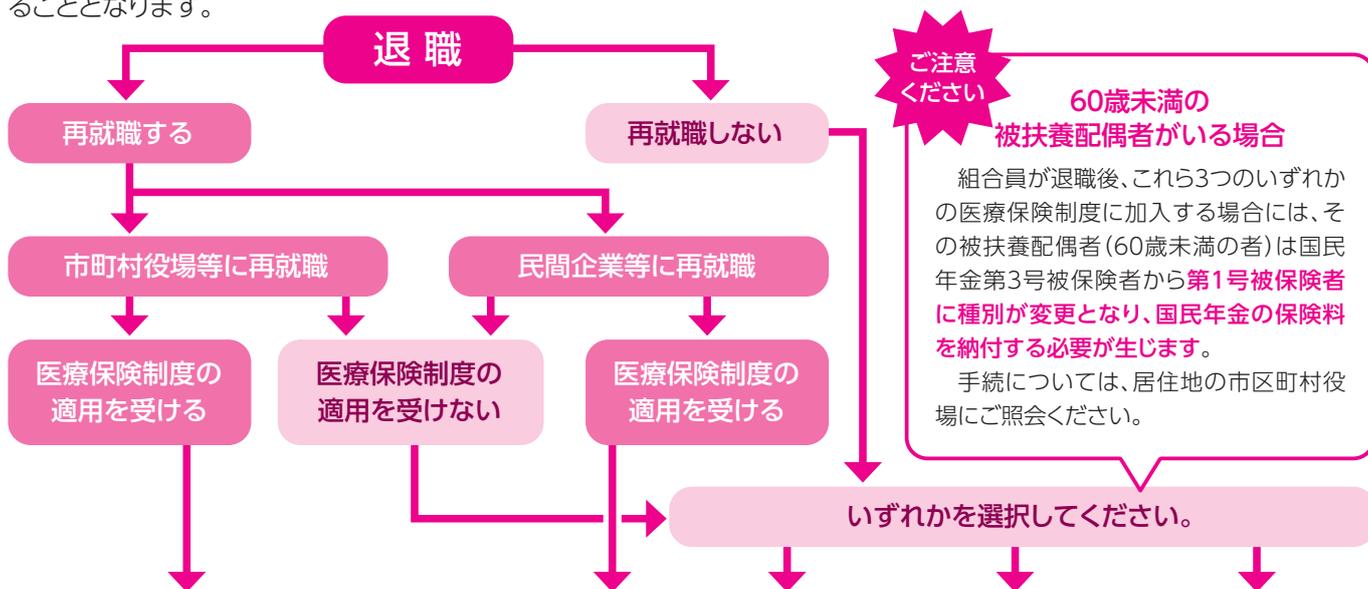
退職後の 医療保険・年金・福祉事業 について

退職間近の組合員の皆さまを対象に、退職後の生活設計の参考としていただくため、医療保険制度や年金等、退職後の共済制度についてご紹介します。

医療保険制度

医療保険に関する問い合わせ先 089-945-6326

退職すると、退職日の翌日から組合員の資格を喪失するため、下図チャートに沿ったいずれかの医療保険制度に加入することとなります。



ご注意ください

60歳未満の被扶養配偶者がいる場合

組合員が退職後、これら3つのいずれかの医療保険制度に加入する場合には、その被扶養配偶者(60歳未満の者)は国民年金第3号被保険者から**第1号被保険者**に種別が変更となり、国民年金の保険料を納付する必要が生じます。
 手続については、居住地の市区町村役場にご照会ください。

区分	引き続き共済組合の一般組合員 又は短期組合員	就職先の健康保険	国民健康保険	共済組合の任意継続組合員	家族が加入している健康保険の被扶養者
自己負担割合		3割 70歳～74歳は2割 (一定以上所得者は3割)			
附加給付	あり	健康保険組合により異なります。	なし	あり	健康保険組合により異なります。
保険料(掛金)	あり 組合員と地方公共団体等で2分の1ずつ負担	あり 労働者と使用者で2分の1ずつ負担	あり 市区町村によって異なる。	あり 地方公共団体等の負担はありません。	なし
手続等	なし	就職先で手続をしてください。	居住地の市区町村役場の国保担当窓口で手続をしてください。	退職時の所属所を経由して手続をしてください。	認定要件がありますので、家族が勤めている職場にお問い合わせください。

共済組合の任意継続組合員制度とは??

下記の要件を満たしていれば、退職後最長2年間は、在職中と同様に病気やケガなどについて共済組合の短期給付(休業給付は除きます。)と共済貯金などの福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

- 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方(1年と1日組合員期間が必要です。)
- 退職の日から20日以内に申出書を共済組合へ提出し、任意継続掛金を払込期限までに納めた方

【任意継続掛金について】

短期任意継続掛金と介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方が該当)があり、次のいずれか低い額に掛金率*を乗じて求めます。

- ①退職時の標準報酬の月額
- ②全組合員の標準報酬の月額の平均額
(令和6年度は320,000円)

参考

令和6年度の任意継続掛金の上限額

短期任意継続掛金 33,939円(月額)

介護任意継続掛金 5,440円(月額)

*令和7年度の掛金率等は次号の本紙令和7年3月号(Vol.334)でお知らせします。

【掛金の払込方法】

①月払い②半年払い③年払い のいずれかが選択できます。ご自宅に納付書をお送りしますので、納付期限までにお振込みください。

注意 ・払込みの際に振込手数料のご負担をお願いいたします。
(本紙12Pをご確認ください。)

・納付期限内に掛金の払込みがない場合は、資格喪失となります。

ポイント

半年払い・年払いの場合は前納による割引制度があり、途中で任意継続組合員をやめる場合は、未経過期間分の掛金はお返します。

割引が受けられ、振込手数料が少なくすむ「年払い」がお得です。



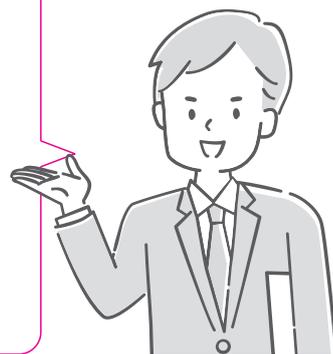
Q1

国民健康保険と任意継続組合員
どちらの保険料(掛金)が安い??

A1

国民健康保険(以下「国保」という。)は前年の収入や加入人数等を基に保険料を計算しますので、退職した年と、退職した翌年で保険料は変動します。任意継続組合員(以下「任継」という。)は、上記のとおり、退職時の標準報酬の月額で決まるため、退職した年も、退職した翌年も掛金はほとんど変わらず、被扶養者分の負担もありません。

国保と任継では保険料(掛金)の計算方法が全く異なるため、どちらが安いかわかることはできません。なお、任継の掛金については次号の本紙令和7年3月号でご案内します。国保の保険料については、居住地の市区町村役場の国保担当窓口でお尋ねください。



Q2

現職時に認定されていた被扶養者
はどうなるの??

A2

任意継続組合員資格を取得する際に、認定要件に変更がなければ、引き続き被扶養者として認定が受けられます。



年金

年金に関する問い合わせ先 089-945-6317

(組合員期間が短期組合員のみの方は、共済組合が行う長期給付(年金)の対象外です。)

組合員(注1)期間を1年以上有する方は、老齢厚生年金と併せて、次の共済年金独自の年金をご請求いただくこととなりますが、その請求方法等についてご案内します。

- 退職共済年金(経過的職域加算額)(注2)
- 退職等年金給付の退職年金(注3)※詳細は20・21P参照

支給開始年齢と繰上げ請求について

年金の支給開始年齢は、段階的に65歳へと引き上げられ、昭和36年4月2日以降生まれの一般組合員については、原則として65歳です。(注4)

支給開始年齢より早く年金の受取りを希望する方は、60歳から65歳になるまでの間に年金の繰上げ請求をすることができます。繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求をした月の翌月分から、繰上げをした月数に応じて減額された年金が支給されます。

繰上げ請求を希望する方は、共済組合又はお近くの年金事務所へご相談ください。

繰上げ請求については、本紙令和6年7月号(Vol.331)18・19Pをご覧ください。

65歳以降の年金請求について

繰上げ請求をしていない方が、65歳から支給される年金を受けるためには、65歳到達日以降に年金請求手続きを行う必要があります。年金請求書は、65歳到達月の3か月前に共済組合又は日本年金機構等から送付されます。年金の支給は、原則、65歳到達日の翌月分から支給されます。

ただし、65歳で受け取らず66歳以降に請求及び繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月分から、増額された年金が支給されます。

年金の支給停止について

老齢厚生年金については、厚生年金保険に加入している間、その標準報酬月額等に応じて、年金の全額又は一部が支給停止となることがあります。

また、共済年金独自の年金については、組合員(注1)として在職の間は全額支給停止となりますが、それ以外の間は民間企業等に在職中であっても、全額支給されます。

このほか、受給権発生時に、障害の年金等を受給中の場合、原則として、いずれか一つの年金を選択することになりますのでご注意ください。

退職後の住所変更等について

組合員(注1)期間を有する方が、退職後、年金をお受け取りになるまでに住所・氏名を変更する場合は、「年金待機者異動報告書」を共済組合年金係にご提出ください。様式は全国市町村職員共済組合連合会ホームページからダウンロードできます。

障害の年金について

障害の状態にある方については、障害の程度によって障害厚生年金の支給要件に該当する場合がありますので、所属所の共済組合事務担当課(係)又は共済組合年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。

全国市町村職員共済組合連合会HP
年金関係情報



(注1)短期組合員を除きます。

(注2)平成27年9月までの組合員期間及び平均給与月額等に応じて算出

(注3)平成27年10月以降に積み立てた給付算定基礎額(年金原資)に応じて算出

(注4)一定条件に該当する特定消防組合員の支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

貯金事業

この事業に関する問い合わせ先 089-945-6316

※年利0.9%(税引後0.717165%) 令和7年1月1日現在

組合員又は任意継続組合員である期間について、ご利用いただけます。

現在口座をお持ちでない方も新たに加入いただけますので、退職金の運用先としてご利用ください。

退職後も引き続き、組合員である場合、定例貯金(毎月貯金・賞与貯金)や本紙11Pに記載の「臨時増額貯金の預入方法」により共済組合へ振込みを行うことができます。

任意継続組合員となった場合は、定例貯金(毎月貯金・賞与貯金)のご利用ができなくなりますので、所属所の共済組合事務担当課へ毎月貯金・賞与貯金それぞれの中止届(変更届)の提出が必要です。預入は、臨時増額貯金(本紙11P参照)により行うことができます。

払戻は、組合員、任意継続組合員を問わず、「共済貯金払戻請求書」を共済組合へ提出することで行うことができます。共済貯金払戻請求書の受付締切日及び送金予定日については、共済組合ホームページに掲載の「共済貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

組合員又は任意継続組合員でなくなった場合は解約していただくこととなります。「共済貯金解約請求書」をご提出ください。

なお、解約金については、順次送金いたしますが、各月下旬に「共済貯金解約請求書」を提出された場合は、当月内での送金に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

貸付事業・物資供給事業

この事業に関する問い合わせ先 089-945-6316

退職金が支給される際に貸付又は物資供給事業の未償還金が残っている場合は、退職金から控除させていただくこととなります。

退職後(退職前に未償還金が残っている方は退職金からの控除で清算した後)、再任用等で共済組合の組合員となった場合は、任期の範囲内で返済終了する方法により新たにご利用いただけます。

保健事業

この事業に関する問い合わせ先 089-945-6318

退職後(組合員の資格喪失後)は、人間ドック等利用助成などの保健事業はご利用いただけません。

ただし、任意継続組合員となった40歳以上75歳未満の方については、特定健康診査・特定保健指導を無料で受けることができる「特定健康診査受診券(セット券)」を毎年6月に送付していますので、ぜひご利用ください。



お申込みは
お早めに。



入学貸付・修学貸付の ご案内



貸付種類	入学貸付	修学貸付
申込時期	合格通知書が届いた時点から	授業料等の払込書が届いた時点から
貸付事由	授業料・教科書代・家賃・通学定期代・入学金等、入学・修学時に要する諸費用	
限度額	○給料月額 ¹ の6か月分以内 (申込みは、200万円を限度とします。)	○修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内 (申込みは、1学年につき1回とし、年額180万円までご利用いただけます。)
償還方法	○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還、又はボーナス併用償還 ○申立書を提出することで修業年限を限度として元金を据え置くことができます。 (任期の定めのある職員である組合員を除きます。元金据置期間中は利息分のみの支払いとなります。)	○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還、又はボーナス併用償還 ○修業年限までは元金据置き (任期の定めのある職員である組合員を除きます。元金据置期間中は利息分のみの支払いとなります。)
添付書類	○合格通知書の写又は入学許可書の写	○在学証明書(入学前の場合は、合格通知書の写又は入学許可書の写を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。)
	○入学金、授業料、教科書代、家賃等が確認できる書類	
貸付利率	年率 1.26% (※令和7年1月1日現在。貸付規程の基準利率の変動に伴い変動します。)	

※入学金や授業料だけでなく、教科書代や家賃などにも、1万円単位でご利用いただけます。また、被扶養者でないお子さんも対象です。(続柄の確認のため、申込時に戸籍抄本が必要です。)

※毎月の償還額(他の金融機関等や共済組合での既借入れ分を含む。)が**給料月額の30%を超える場合**、又は年間の償還額(他の金融機関等や共済組合での既借入れ分を含む。)が**年収の30%を超える場合**や、**支払済みのもの**については**貸付を受けられません**。

※共済組合からの送金は、1か月程度かかる場合がありますので、合格通知書や授業料の払込書などが届き次第、早めの手続きをお願いします。

ご利用金額例

利用額	償還区分	毎月償還額	ボーナス償還額	償還月数
入学貸付200万円の場合	毎月のみ	17,747円	—	120月
	ボーナス併用	14,605円	43,815円	96月
修学貸付180万円の場合	毎月のみ	16,762円	—	114月
	ボーナス併用	13,978円	41,934円	90月

※据置き期間中は、毎月利息のみ(180万円の場合1,890円)のお支払いとなります。

※償還月数は据置き期間終了後の月数です。

～〈お申込み〉は所属所の共済組合事務担当課(係)まで～

共済貯金からのお知らせ 臨時増額貯金の預入方法



～ATM・インターネットバンキング等からの振込ができます～

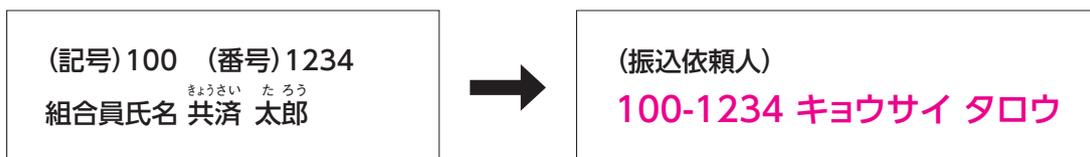
令和6年10月1日から臨時増額貯金において、本組合の振込用紙「臨時増額貯金払込通知書(様式第2号)」を使用して振り込む以外に、①ATM、インターネットバンキング等からの振込や②各金融機関の振込依頼書を使用するの振込もできるようになりましたので、ぜひご活用ください。

なお、共済貯金の加入資格は組合員本人のみです。家族の方は預入できません。

①ATM、インターネットバンキング等からの振込 ②各金融機関の振込依頼書を使用するの振込 にあたっての注意事項

- 所属所の共済組合事務担当課で「臨時増額貯金払込通知書(様式第2号)」を受け取っていただき、「取りまとめ店及び送金先」欄に記載の口座(口座名義人:愛媛県市町村職員共済組合貯金経理)にお振込みください。
※共済貯金の振込先口座は、昨年10月にお送りしました「共済貯金現在残高通知書」にも掲載しています。
- **振込手数料は、振込人負担となります。**
(振込手数料の金額は、振込方法によっても異なりますので、利用する金融機関のホームページ等でご確認ください。)
- 振込は**1,000円単位**でお願いします。
- 24時間即時入金には対応していません。月末営業日は、お早めにお振込みください。
- 本人確認のため、振込依頼人の欄は、**氏名の前に必ず記号番号を入力又は記入してください。(下の振込依頼人の入力・記入例をご参照ください。)**
- 記号番号や氏名の不備の場合や各金融機関のシステムの仕様上、記号番号が入力できない場合は、追加で書類の提出をお願いすることがあります。また、本人確認を終えるまでは共済貯金としてお預かりすることができず、その間については利息が付与されませんのでご注意ください。
- ATMから振り込んだ場合、ご利用明細票等は、「臨時増額貯金受領通知書」がお手元に届くまで大切に保管してください。

【振込依頼人の入力・記入例】



※記号番号は「資格情報のお知らせ」又はマイナポータルの健康保険証画面等でご確認ください。

自動車の購入を検討されている皆さま 物資供給事業を 利用してみませんか!



立替限度額最高200万円

年利
(変動金利) **1.8%**
(令和7年1月現在)

- 自動車などの生活必需物資の購入にあたり、立替払いを行っています。
- 償還方法は、給料天引きで、60回以内で自由に設定できます。
- **貸付事業(普通貸付)と併用して物品の購入が可能です。
(貸付事業併用で最大400万円利用可能)**
- 物資指定店での購入や限度額等の条件がありますので、ご利用の際は事前にご相談ください。

詳しくは、
共済組合HPを
ご覧ください。



【物資供給事業ホームページ】

<https://kyosai-ehime.or.jp/fukushi/busshi.html>

■物資指定店(取消・変更・追加)

区分	年月日	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品	
変更	R6. 10.21	新: 株式会社ホンダカーズ愛媛北 旧: 株式会社今治ホンダ 旧: 愛媛オート株式会社 (Honda Cars 松山西土居田店)	今治 バイパス店	今治市八町西 3丁目5-24	(0898) 22-7111	自動車
			新居浜 坂井店	新居浜市坂井町 3丁目5-23	(0897) 47-2212	
			松山店	松山市土居田町 803	(089) 971-5321	
追加	R6. 10.21	アソボ株式会社 (Honda Dream 松山南インター店)	松山市井門町 47-7	(089) 909-7800	自動二輪	
取消	R6. 11.1	株式会社デンケン	宇和島市錦町 3-22	(0895) 24-5131	電気製品	
取消	R6. 11.1	有限会社川本自動車	松山市下伊台町 576-1	(089) 977-3444	自動車 (車検含む)	
取消	R6. 11.1	有限会社アシスト	宇和島市祝森甲 3054-1	(0895) 27-1113	自動車 (車検含む)	

物資供給事業についての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

共済組合への振込について振込手数料がかかります

令和6年10月から、共済貯金の預入など共済組合へ振込を行う際、各金融機関が定めている振込手数料が必要となっております。

組合員の皆さまには振込手数料をご負担いただきますが、引き続きご理解のほどよろしくお願いたします。
なお、振込手数料の金額については、ご利用する金融機関のホームページ等でご確認ください。

令和5年度 医療費の3要素 (受診率・1件当たり日数・1日当たり金額)・1人当たり医療費

令和6年度 短期財源率・平均標準報酬月額

令和5年度の組合員医療費及び令和6年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素の市町村職員共済組合の中での順位について、「受診率」は19位(前年度21位)、「1件当たり日数」は30位(前年度33位)、「1日当たり金額」は15位(前年度15位)でした。

また、「組合員1人当たり金額」は、14位(前年度17位)で、前年度から順位を上げ、全国平均より高い金額でした。

「短期財源率」106.06%は12位(前年度15位)で、全国平均(103.80%)と比べても依然として高い状況です。短期経理財政は厳しい状況が続いていますので、限りある医療資源と財源を持続的に有効活用していくため、皆さまには、普段からの健康管理の心がけや、適正受診、ジェネリック医薬品の使用などのご協力をお願いします。

●組合員の診療諸率の他県との比較

●短期財源率・平均標準報酬月額の他県との比較

受診率 (令和5年度 単位:%) (1か月100人当たり受診件数)	1件当たり日数 (令和5年度 単位:日)	1日当たり金額 (令和5年度 単位:円)	1人当たり金額(年額) (令和5年度 単位:円)	短期財源率 (令和6年度 単位:%) (対標準報酬)	平均標準報酬月額 (令和6年3月末現在 単位:円)
1 大阪 88.84	1 大阪 1.65	1 北海道 9,147	1 大阪 157,650	1 沖縄 131.66	1 神奈川 375,898
2 佐賀 87.53	2 福岡 1.62	2 島根 8,591	2 山口 156,098	2 高知 121.46	2 兵庫 352,726
3 福岡 86.71	3 佐賀 1.60	3 奈良 8,580	3 佐賀 155,630	3 鹿児島 119.96	3 埼玉 351,671
4 徳島 86.70	4 埼玉 1.59	4 鳥取 8,542	4 奈良 155,356	4 佐賀 119.32	4 千葉 350,451
5 三重 85.36	5 和歌山 1.58	5 青森 8,487	5 香川 154,560	5 福岡 117.62	5 大阪 349,746
6 香川 85.17	6 大分 1.56	6 岡山 8,425	6 兵庫 154,104	6 奈良 113.00	6 東京 347,594
7 東京 85.14	7 長崎 1.55	7 石川 8,364	7 長崎 152,470	7 大分 110.60	7 静岡 346,966
8 兵庫 84.27	7 京都 1.55	8 長崎 8,244	8 東京 151,847	8 熊本 109.90	8 和歌山 338,777
9 岐阜 83.75	9 奈良 1.54	9 沖縄 8,213	9 大分 149,838	9 長崎 109.66	9 三重 337,713
10 山口 83.18	9 鹿児島 1.54	10 大分 8,089	10 福岡 149,554	10 岐阜 108.00	10 奈良 337,034
19 愛媛 80.17	30 愛媛 1.49	15 愛媛 7,992	14 愛媛 146,800	12 愛媛 106.06	33 愛媛 313,738
38 島根 76.21	38 三重 1.47	38 千葉 7,404	38 山梨 136,779	38 滋賀 97.00	38 鹿児島 307,420
39 鳥取 76.17	39 岩手 1.46	39 和歌山 7,348	39 栃木 136,650	39 宮城 96.80	39 熊本 306,029
40 新潟 75.38	39 沖縄 1.46	40 群馬 7,284	40 京都 136,441	39 千葉 96.80	40 大分 303,620
41 福井 74.32	41 宮城 1.45	41 神奈川 7,230	41 富山 135,216	41 神奈川 96.00	41 宮崎 301,207
42 高知 73.71	41 福島 1.45	42 愛知 7,220	42 高知 135,198	42 埼玉 95.60	42 佐賀 298,761
43 富山 72.86	43 鳥取 1.44	43 佐賀 7,182	43 福井 134,751	43 群馬 95.00	43 長野 298,500
44 青森 72.56	43 秋田 1.44	44 福岡 7,165	44 愛知 133,320	43 静岡 95.00	44 新潟 293,085
45 石川 71.88	45 新潟 1.43	45 大阪 7,152	45 新潟 129,253	43 岡山 95.00	45 沖縄 290,969
46 沖縄 68.75	46 山形 1.42	46 三重 7,137	46 群馬 128,472	46 新潟 94.00	46 高知 288,774
47 北海道 67.08	46 島根 1.42	47 埼玉 7,067	47 沖縄 126,164	47 富山 88.22	47 鳥取 287,727
平均 79.76	平均 1.52	平均 7,660	平均 142,593	平均 103.80	平均 327,401

令和6年度 上半期の医療費の状況

組合員、被扶養者ともに入院・外来・歯科の医療費の全てが増加

組合員

組合員は、入院、外来及び歯科の医療費の全てが前年度から増加しました。全体では前年度より6,771万円(3.88%)増加しており、前年度と同じく医療費が高い状況が続いています。

被扶養者

被扶養者は、入院医療費が前年度より1億3,076万円(45.55%)増加しています。外来及び歯科の医療費も増加しており、全体では1億4,480万円(12.55%)増加しています。



令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

「医療費通知書」を配付します

共済組合では、医療費についての認識を深めていただくことを目的として、年2回、「医療費通知書」を配付しています。令和6年度も次のとおり所属所の共済組合事務担当課を經由して配付する予定です。

「医療費通知書」は、「受診者氏名」・「診療年月」・「受診医療機関名」のほかに、「医療費総額」、皆さまが窓口で支払われた「自己負担額(通常は医療費総額の3割)」などが記載されていますので、お手元の領収書等と照らし合わせて、確認をお願いします。

なお、本組合では、組合員とその被扶養者をまとめて通知しておりますが、個人情報の保護に関する法律では、この取扱いにあたり本人の同意を得ることとされています。組合員又は被扶養者の方から特段のお申出がない場合は、黙示の同意をいただいたものとして世帯ごとにまとめて通知させていただきますのでご了承ください。

第1回目(配付済)

【配付時期】 令和6年10月下旬
【対象診療月】 令和5年12月～令和6年5月診療分

第2回目

【配付予定時期】 令和7年2月中旬
【対象診療月】 令和6年6月～11月診療分

また、令和6年12月診療分が記載された通知書について早期の発行を希望する場合は、本組合ホームページから「医療費通知書発行申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、本組合まで申請していただくことで、令和7年3月中旬ごろに発行します。ただし、医療機関の請求遅れ分や柔道整復に係るものについては、その「医療費通知書」に記載できないため、記載されていないものも含めて申告する場合は、ご自身で別途領収書に基づき医療費の明細を作成していただく必要があることにご留意ください。**確定申告に関する内容については、税務署にお問い合わせください。**

医療費通知書についての問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

検査値が
気に
なったら

糖尿病と生活習慣

監修：寺本民生（帝京大学臨床研究センター センター長）

「糖尿病」とは

体のエネルギー源となる「血糖」が使い切れず、血液中で余っている状態を「高血糖」といい、それが続くようになると「糖尿病」と診断されます。

血糖値は食事により上がり、血糖値を下げる働きをもつ「インスリン」というホルモンの働きで次第に下がります。しかしインスリンの働きが悪くなったり、分泌量が減ったりすると、血糖値が下がりにくくなってしまいます。また、HbA1cは血糖と結合したヘモグロビンの量を示す検査で、検査値は過去1～2か月の血糖の量を反映しています。

なぜ高血糖になるの？

活動に必要な量より多く、食事をとっているためです。

特に「糖質」は食後すぐに「血糖」に変換されるので、「高血糖」になりやすい食品です。主に穀類(米飯・めん類・パン・とうもろこしなど)や砂糖、果物、いも類などに多く含まれています。

高血糖の何が問題？

放っておくと血糖が酸化して血管を刺激し、動脈硬化を引き起こします。肥満の人は高血糖になりやすいので特に注意を。肥満も高血糖もメタボリックシンドロームのリスクです。

放置すると三大合併症（右参照）の危険が高まり、さらに脳卒中や虚血性心疾患（狭心症・心筋梗塞など）を引き起こして生命が危がまれる場合も。

検査の基準値

	血糖値 (mg / dl)	HbA1c (%)
1 基準範囲	100 未満	5.6 未満
2 保健指導判定値	100～125	5.6～6.4
3 受診勧奨判定値	126 以上	6.5 以上

※特定健診における基準値。血糖値は空腹時血糖が基本だが、やむを得ない場合は随時血糖（食べ始めから3時間以上10時間未満の血糖値）でも可。基準値は空腹時と同じ。

こんな習慣が高血糖を招く！



糖尿病の三大合併症

末梢神経障害 まっしょうしよく 手足の感覚のマヒなどから始まり、重症化すると下肢切断が必要な場合も。

網膜症 目の網膜の血管が傷んで起こる。成人の失明の原因の第2位。

腎症 腎臓の血管が傷み、機能が低下。人工透析が必要になると、生活に大きな制限が。

「高血糖」から引き返す **食事** と **身体活動**

1 ▶ **2** ▶ **3** と進むごとに注意すべきことが多くなります。できるだけ早く生活習慣の見直しを。

はじめに
肥満
を
チェック!

肥満の人は肥満解消を目指そう!

腹囲 男性 85 cm以上、女性 90 cm以上 ▶ 内臓脂肪型肥満
BMI* 25 以上(男女とも) ▶ 肥満

*BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

基準範囲内の腹囲・体重を目指しますが、腹囲を-2cm・体重を-2kgにすると、検査値改善が見込めます。

目標 腹囲 cm 体重 kg

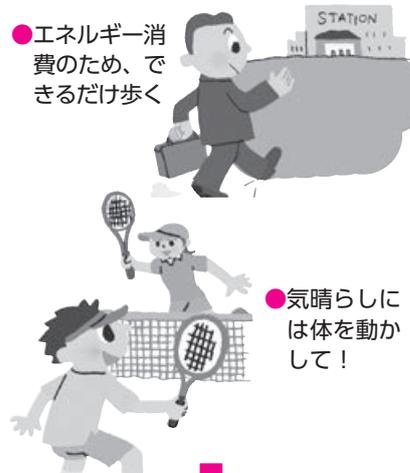
食 事

- 朝食・昼食はしっかり、夕食は軽めに。
- 主食・主菜・副菜をバランスよく
- 甘い物は控えめに
- お酒と上手に付き合う
お酒の体への影響は人それぞれ。お酒と上手に付き合う基本は、無理に飲まない、飲まない日をつける、夜遅くや体調の悪い日・薬を飲んでいるときは飲まない、などです。アルコールを飲むと顔が赤くなる人は特にご注意ください。なお、女性は男性よりアルコールの影響を受けやすいことが知られています。



身体活動

- エネルギー消費のため、できるだけ歩く
- 気晴らしには体を動かして!



基準範囲の人

血糖値を上げない基本的な習慣を身につけましょう。「2」に近づいている場合、この段階での習慣づけが大切です。



保健指導判定値の人

より積極的な食習慣や身体活動の改善を。自分にできそうな目標を立て、毎日の生活状況を日記やメモに残すとなお効果的です。



- 糖の吸収を抑える野菜や海藻から先に食べる
- 寝る前2時間は何も食べない
- 油脂の多い料理は1食1品まで
- 飲み物は無糖に
- 自分が食べている食事のエネルギー量を意識し、包装やメニューなどで確認



- 上下2階分(1階から3階など)は階段を使う
- 家事や趣味で積極的に体を動かす
- 食後に散歩などの有酸素運動をする(血糖は脂質より前にエネルギーとして使うため)



あなたの目標は?

受診勧奨判定値の人



生活習慣の改善だけでは、検査値の改善は難しくなってきました。継続的にかかりつけ医を受診しつつ、上記のような生活習慣の改善も並行して行いましょう。あきらめず、根気強く続けることで、進行は食い止められます。

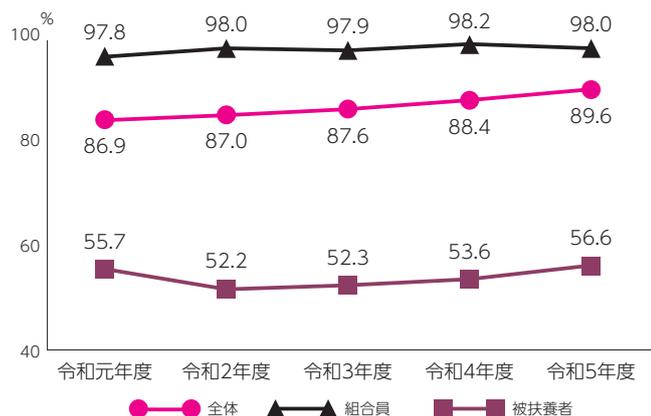
令和5年度 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況 ～国への報告結果から～

令和5年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を国へ報告しましたので、その結果をお知らせします。

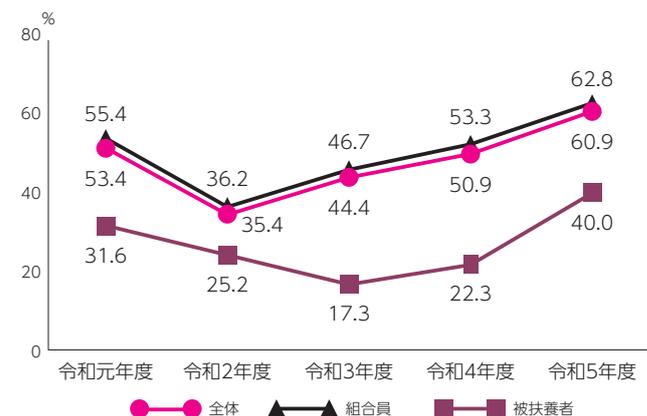
特定健康診査の受診率は、前年度から1.2%増の89.6%となりました。ただし、国が定めた目標(90%)まであと0.4%引き上げる必要があります。

特定保健指導の終了率は、令和元年度は国が定めた目標(45%)に達しましたが、令和2年度はコロナ禍の影響により落ち込みました。令和3年度からはしだいに回復し、令和5年度は60.9%と目標を大きく上回りました。

特定健康診査受診率



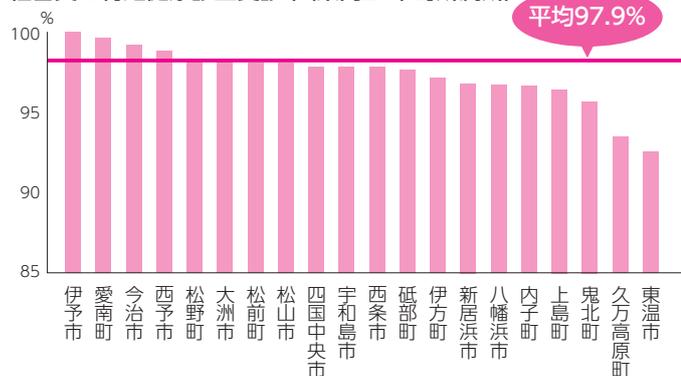
特定保健指導終了率



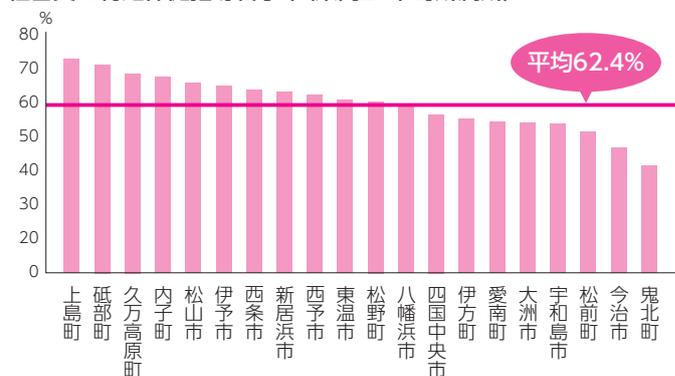
特定健康診査・特定保健指導は皆さまの疾病予防のための大切な事業です。ご自身とご家族の健康のため、毎年継続して健診等を受けることが重要です。

特に健康診断を受ける機会が少ないご家族(被扶養者)の方には、特定健康診査等の積極的なご利用をおすすめします。

組合員の特定健康診査受診率(県内20市町所属所)



組合員の特定保健指導終了率(県内20市町所属所)



特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が 届いたご家族(被扶養者)の方へ

最大
4,000円分

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(2,000円分)を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類: 受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
- ② 特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方(人間ドック利用者を除く。)

詳しくは、本紙令和6年7月号(Vol.331)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

令和6年度 労働安全衛生業務担当者 研修会を開催しました

令和6年9月6日に労働安全衛生業務担当者研修会をWEB開催し、所属所の担当者37名が出席されました。

事務局職員より保健事業の内容等について説明を行い、続いて公益社団法人愛媛県栄養士会管理栄養士の山崎友美氏に「生活習慣病(糖尿病)予防に関する栄養指導～早めに気づいて!高血糖。特定保健指導の対象にはならないぞ!!～」と題してご講演いただきました。

【講演要旨】

糖尿病とは、インスリン分泌低下やインスリン抵抗性の増大により、細胞内への糖の取り込みが低下した結果、高血糖になった状態のことです。糖尿病になると、血管が障害されて、足の壊疽や心筋梗塞、脳卒中などの合併症を起こします。日本人は欧米人に比べインスリン分泌能が低いため、それほど太ってなくても糖尿病になりやすいです。

また、空腹時血糖値が基準値でも、食後2時間の血糖値が140mg/dLを超える状態である、食後高血糖になっている可能性があります。食後高血糖の状態になると血管へのダメージが発生するため、食後高血糖を知り抑

公益社団法人愛媛県栄養士会
管理栄養士

やまさき ともみ
山崎 友美氏



制することで、血管へのダメージを抑えることにつながります。

食後高血糖を防ぐためには、消化吸収がゆるやかな食べ方を心がけることが重要です。また、食後の運動習慣、特に夕食後に散歩やウォーキングに出かけたり、家の中で体操や家事を行ったりすることも、食後高血糖を防ぐことにつながります。

自分が食後高血糖かどうかは、健康診断で検査する空腹時血糖やHbA1cの値ではわかりませんが、共済組合がデータヘルス事業として実施するFreeStyleリブレでは、血糖変動を確認し、食後高血糖を見つけることができるので、是非活用してもらいたいです。また、希望者はFreeStyleリブレの結果にそった改善策を提案する個人対応の栄養指導を受けられます。このFreeStyleリブレは医療現場で糖尿病患者に対して使われていますが、データヘルス事業では、現在空腹時血糖やHbA1cの値に異常がない方が、24時間の血糖変動を常に把握することができるいい機会ですので、これを機にやってみましょう。

令和6年度ライフプランセミナー (50代のライフプラン)を 開催しました

(一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催

令和6年11月27、28、29日に、50代の組合員を対象としたライフプランセミナーを現地参集とWEB会議の混合形式で開催し、のべ127名の方にご参加いただきました。

50代における家計設計の必要性から、退職後の各種制度や資産形成を含むお金の考え方まで幅広い内容で実施しました。

明治安田ライフプランセンター株式会社
専任講師

にった よういち
新田 陽一氏



「家庭経済設計」～豊かなセカンドライフを
過ごすために～

と題してご講演いただきました。

参加者の声

- ・退職前～退職後の心構えや制度などを分かりやすく教えてもらえ大変有意義なセミナーでした
- ・お金のことだけでなく人生を考える話もあり、とても参考になりました
- ・セミナーの内容を、今後のセカンドライフに大いに活かしたいと思います
- ・漠然としたイメージしかなかった退職後の生活プランをより検討すべきだと感じました
- ・退職前に考える心構えの知識を知ることができてよかったです
- ・50歳という早い時期に出席してよかったです



退職等年金給付 (年金払い退職給付)のしくみ

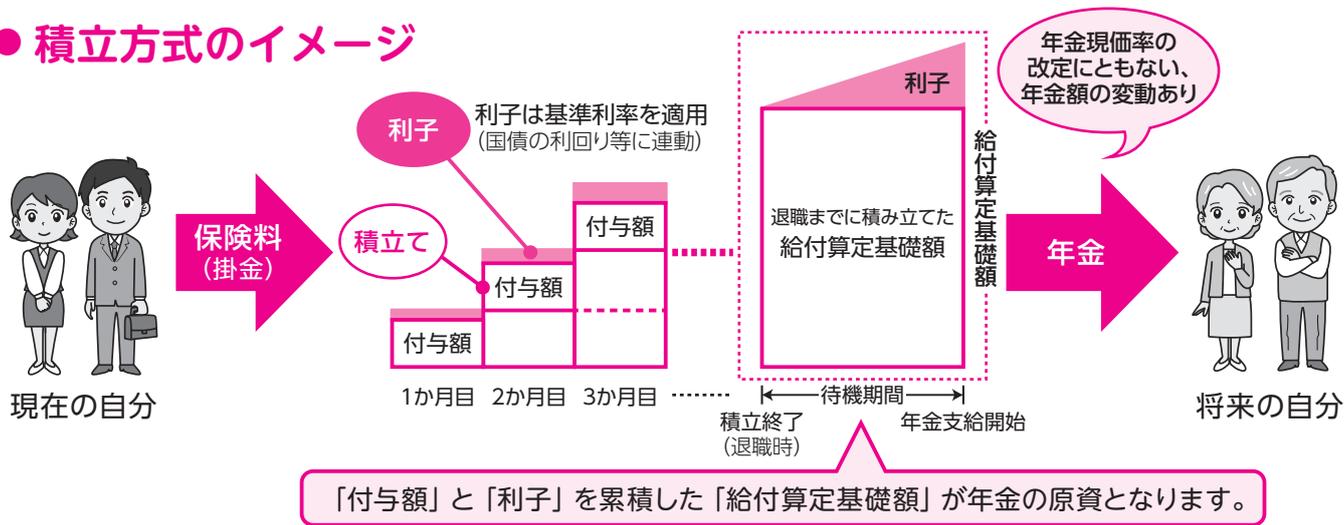
退職等年金給付は積み立て方式

共済年金の職域部分は、現役世代の保険料(掛金・負担金)収入で受給者の給付を行う「賦課方式」でしたが、退職等年金給付の制度運営は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ給付算定基礎額として積み立てておくという「積立方式」をとっています。

退職等年金給付は、組合員一人ひとりに仮定の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た「付与額」を利子とともに毎月積み立てます。

また、年金額は基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた「年金現価率」を基に毎年改定されます。

● 積立方式のイメージ



退職等年金給付の種類

退職等年金給付には、大きく分けて「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

「退職年金」については「終身年金」と「有期年金」があり、「有期年金」の受給期間は基本20年ですが、10年又は一時金を選択しての受給もできます。



退職年金

「退職年金」は、組合員が退職後、原則65歳から支給される年金です。

支給要件 次のすべての要件を満たしているときに支給されます。

- 平成27年10月に引き続き期間又は平成27年10月以後の組合員期間が1年以上あること
- 65歳以上であること
- 退職していること

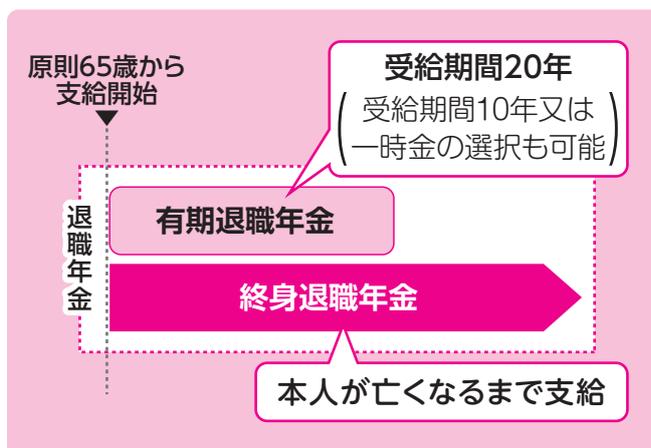


支給形態 年金の支給額の2分の1は「**終身退職年金**」として、残りの2分の1を「**有期退職年金**」として支給されます。

「終身退職年金」は、本人が亡くなるまで継続して支給されます。

「有期退職年金」の受給期間は原則20年(240月)ですが、給付事由が生じてから6か月以内に手続きを行うことで、その受給期間を10年(120月)に短縮することや、年金に代えて一時金として受給することが選択できます。

また、受給期間が終了する前又は受給開始前(組合員である間を含む)に受給権者又は組合員が死亡した場合には、受給していない期間分の「有期退職年金」分の年金原資に相当する額が一時金として遺族に支給されます。



整理退職一時金とは

1年以上引き続き組合員期間を有する65歳未満(当分の間60歳未満)の方が、整理退職(注1)により退職した場合、本人の予期せぬ事情により退職せざるを得なくなったという事情を考慮し、有期退職年金に相当する一時金を前倒しで受給することができます。一時金を請求できる期限は、整理退職した日から6月以内となります。

なお、整理退職一時金を受けた場合は、有期退職年金の支給を受けたとみなされ、有期退職年金を受ける権利は消滅することとなります。

整理退職一時金の額は、次の計算式により計算されます。

$$\text{一時金額} = \text{退職日における給付算定基礎額} \times 1 / 2 \text{ (注2)}$$

(注1) 整理退職とは、地方公務員法第28条第1項第4号に規定する、職制もしくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合による免職をいいます。

(注2) 通常、有期退職年金算定基礎額の算定は、組合員期間が10年未満の場合、給付算定基礎額の1/4の額とされていますが、整理退職一時金の額の算定は、本人の意思にかかわらず免職されるものであることから、組合員期間が10年未満であっても1/4としないこととされています。

この記事についての問い合わせ先

共済組合年金課 ☎089(945)6317

資格確認書の交付について

マイナンバーカードを保有していない方や、マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方には、令和6年12月2日以降「資格確認書」を交付することとなっておりますが、現在、組合員証又は組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）をお持ちの方は、経過措置として組合員証等が令和7年12月1日まで使用できますので、当分の間「資格確認書」の交付はありません。

交付対象者へは、令和7年12月1日までに所属所を經由して「資格確認書」を送付いたしますが、「資格確認書」には有効期限がありますので、お早めにマイナ保険証の利用登録をお願いします。

住所の届け出についてのお願い

マイナ保険証を安心して利用できるよう、個人番号の紐付け誤りを防ぐため、本組合において組合員や被扶養者の資格情報を登録したあと、社会保険診療報酬支払基金において登録情報の再確認が実施されています。

確認は氏名（漢字・カナ）、住所、生年月日、性別により実施されており、住所の確認は住民票の住所と突合をしているため、本組合へ住所の届出をする際、「丁目」「番地」等の表記を「一」に置き換えたり、「字」「アパート名」等を省略されると情報が相違していると判断され、資格情報の登録に時間を要し、その間はマイナ保険証の利用ができません。

共済組合へ住所の届出をする際は、住民票の表記どおりに記載していただきますようお願いいたします。

なお、住所情報が相違した場合には所属所の共済組合事務担当課を通じて確認させていただく場合がありますので、確認の際はご協力をお願いします。



被扶養者の年金収入にご注意ください

今年度の資格調査において、年金収入を申告されていない方が多くいました。年金は、年齢を支給要件とする老齢厚生年金や基礎年金だけではなく、非課税所得とされる遺族年金・障害年金や企業年金、恩給等を含み、税や社会保険料を控除する前の受給総額が年金収入額となります。

申告もれ等が判明し、認定日時点まで遡って取消を行う事例も発生しており、遡って取消となった期間については、その間に共済組合が負担した医療費等の返還が生じるほか、国民健康保険等に加入する費用も発生するため、組合員及び被扶養者の方にとって大きな負担となります。

年金収入についてご不明な点がございましたら、お早めに所属所の共済組合事務担当課又は下記までお問い合わせください。

組合員の皆さまへ

えひめ共済会館の利用方法についてご案内いたします。

簡単!4STEP

STEP
1

フロントで宿泊カードを
記入する



STEP
2

氏名・生年月日が確認
できるもの(マイナンバー
カード又は運転免許証)
などをフロントで提示する



STEP
3

助成金請求用紙を
記入する



STEP
4

精算時

2,400円の
えひめ共済会館利用助成+
300円の組合員割引=
1人1泊当たり
合計2,700円の割引が
受けられます!

お願い

- 令和7年12月1日までは、現在と同様組合員証の提示でも割引が受けられます。
- 公務出張により**宿泊費が支給されている場合は**助成金(2,400円)は**対象外**となります。

この記事に関するお問い合わせは

えひめ共済会館 ☎089(945)6311
共済組合保健課 ☎089(945)6318

HAPPY NEW YEAR!

本年もよろしくお願いいたします。

ご予約
承り中

選べる楽しさ♪スタンダードプラン



唐揚げ御膳



チキン南蛮御膳



天婦羅御膳



豚ロースかつ鍋御膳

宿泊と夕・朝食をセットにしたお得なプランです。

※4種の御膳からおひとつ選んでいただけます。※朝食はバイキング形式となります。
※当日予約要相談

組合員・被扶養者様

1泊2食付 **4,100円** (税込)
(通常価格6,800円)

※表記料金は愛媛共済会館利用助成2,400円と、組合員及び被扶養者対象の300円のお値引き後の料金になります。
※上記以外にも1泊2食付きのプランをご用意しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311 FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】

<https://kyosai-ehime.or.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】

e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



—組合の現況—

(令和6年11月末現在)

◎所属所数	43
◎組合員数	22,235人
男	10,875人
女	11,360人
◎平均標準報酬月額(短期)	311,134円
◎被扶養者数	15,381人
(含任継)	内264人
◎任意継続組合員	470人
◎年金受給者数	19,324人